

# 定 款

Sea Environment Safety Network

海の環境と安全ネットワーク

# 海の環境と安全ネットワーク

定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、特定非営利活動団体 海の環境と安全ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を新潟県新潟市中央区上所中1 - 2 - 19に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、主に新潟県の海・川・海岸及び川岸の環境と安全を守る事業を行い、水辺を利用する人々全ての友好的相互関係の構築、後世への継承、しいては県内外からの観光客の増加、地域活性化する事を目的とする。

(非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成する為、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境保全活動
- (2) 救援活動
- (3) パトロール巡回活動
- (4) 子供の心身育成活動
- (5) 人々とのネットワーク活動
- (6) 地域活性化活動

(事業の種類)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  1. 海・川・海岸及び川岸周辺の美化・清掃、環境保護事業
  2. 水難事故のレスキュー事業
  3. 災害時のレスキュー事業
  4. 2・3の事業に係る事業の研究・開発・育成事業
  5. 2・3の事業に係る事業の他関係機関との連携、普及・啓蒙活動
  6. 水辺を活用した子供の健全なる心身育成
  7. 上記の事業を通して地域活性化支援
- (2) その他の事業
  1. レスキュー用品販売事業

- 2. 海水浴場監視業務事業
- 3. 海洋レジャー教室事業
- 4. 海の観光案内事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益が生じたときは、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動の社員とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した、活動に参加する個人及び団体
- (2) 一般会員 この会の目的に賛同して入会した、活動を協力する個人及び団体
- (3) 賛助会員 この会の目的に賛同し、事業を賛助する個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の資格を取得する条件は、定めない。

- (1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (2) 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令または、この定款及び規則に違反したとき。

( 2 ) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

( 抛出金品の不返還 )

第 1 2 条 すでに納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

( 種別及び定数 )

第 1 3 条 この会に次の役員を置く

( 1 ) 理事 2人以上20人以内

( 2 ) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、理事長1名、副理事長1名、常任理事1名を置くものとする。

( 選任等 )

第 1 4 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長・副理事長・常任理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、この会の理事又は職員を兼ねることができない。

( 職務 )

第 1 5 条 理事長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任理事は事務局長の職に就き、理事長の指示を受けて、この会の事務を掌る。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

( 1 ) この会の財産の状況を監査すること。

( 2 ) 理事の業務執行状況を監査すること。

( 3 ) 前2号の規定による監査の結果、この会の財産又は業務に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

( 4 ) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して、総会の招集を請求すること。

( 5 ) この会の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べることを、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は5年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この会の事務を処理するため、この会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長並びにその他の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この会の総会は、通常総会及び理事総会の2種とする。

(構成)

第22条 この会の総会は、通常総会及び理事総会の2種とする。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- ( 4 ) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ( 5 ) 事業報告及び収支決算
- ( 6 ) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ( 7 ) 会費の額
- ( 8 ) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条においても同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ( 9 ) 事務局の組織及び運営
- ( 10 ) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ( 1 ) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- ( 2 ) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- ( 3 ) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が召集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の規定

の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総員数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会に、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 議会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者名(書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入



(資産の区分)

第40条 この会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産並びにその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計並びにその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算の議決後にやむを得ない自由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この会の事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第51条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第52条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第53条 この会が解散した場合（合併又は破産による解散を除く。）における残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、新潟市に譲渡するものとする。

### (合併)

第54条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議会を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示する。

## 第10章 雑則

### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この会の設立の日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	星野 幸男
副理事長	中村 寿和
常任理事	本間 海渡
理事	池井 豊
理事	杉山 祐一
理事	増子 貴
理事	渡部 賢
監事	齋藤 義徳

- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この会の設立の日から平成19年12月31日とする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この会の設立の日から平成19年12月31日までとする。
- 6 この会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個人10,000円	団体50,000円
一般会員	個人3,000円	団体10,000円
賛助会員	一口10,000円	